

揖斐高校 アルバイトに関する規定

1. アルバイトは、学校長の承認を得て行う。承認は年度ごとに得る。また、長期休業（夏・冬・春）に従事する場合は、長期休業前に承認を得る。

※ 承認を得た者には『アルバイト許可証』を発行するので、従事する際には必ず携帯する。

※ 辞めた場合はただちにその旨を連絡し『許可証』を返却する。

◎ 承認までの手順（新規の場合）

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 担任に相談する。（担任は保護者に確認を行う）② 部顧問（部活加入者）に相談をする。③ アルバイト先に、本校規定の「雇用契約確認書」を作成してもらう。④ 「アルバイト届出書（ペン書き）」に担任、部顧問、学年主任の認印をもらい「雇用契約確認書」とともに生徒指導部へ提出する。 |
|--|

※ ここまでの過程で、生活態度・学習姿勢に問題ありと指摘された場合、許可できない。

2. アルバイトに従事できる期間は以下の通りとする。

- (1) 授業期間については、土日祝日のみとし、平日は従事しない。
- (2) 長期休業中については、休業期間の1/2を上限とする。
- (3) テスト期間については、その期間と1週間前はアルバイト停止とする。
- (4) 就業時間は22:00までに帰宅できる時間とする。
- (5) 1年生は学校生活への適応が優先のため、夏季休業までは許可しない。

3. アルバイトできる業種・職種は次の通りとする。

- (1) 建築業・製造業など危険をともなう業種でないこと。
- (2) 直接、酒類の提供をする仕事内容でないこと。

4. 以下のような状況が認められた場合はアルバイトを停止する。停止期間は『許可証』を返却する。

- (1) 定期考査において欠点をとった場合。（再試合合格等、欠点解消まで）
- (2) 各学期で評価1となった場合。（次の学期まで）
- (3) 問題行動を起こし、特別指導の対象となった場合。（次の年度まで）
- (4) 授業態度の不良や課題未提出など、学習姿勢が不良であった場合。（改善が見られるまで）
- (5) アルバイト就業期間・時間など、本校のアルバイトの規定に違反した場合。（次の年度まで）